

令和3年度青森県湿原保全活動推進業務仕様書

1 目的

本県は複雑な地勢と独特の気象条件などに対応した多様な自然と生態系を持っており、中でも、優れた自然の風景地である自然公園は、適切に利用しながら将来へ引き継いでいく貴重な財産である。

このうち、津軽国定公園内にあるベンセ湿原（つがる市）（※1）は、開発行為から貴重な自然環境を保護するため、昭和59年に青森県が買上げ、県有湿原として管理を行っているが、近年は乾燥化の進行による植生の変化などが懸念されている。

この貴重な自然を保全し、活用していくためには、県による管理のみならず、地域住民等の自然環境への理解促進と保全活動（※2）への主体的な参加・協力が不可欠である。

そこで、ベンセ湿原において、自然教育や保全活動の担い手の育成を図るとともに、乾燥化が進行する湿原の保全活動を楽しみながら実施できるプログラムづくりを行うものである。

※1 ベンセ湿原

津軽国定公園を代表する湿原の一つで、青森県つがる市木造館岡にある。ニッコウキスゲやノハナショウブなどの湿原植物の群落が見られ、学術的に貴重な湿原として位置付けられている。その他ベンセ湿原及びその周辺の概要については、別添の「自然観察フィールドガイド6（平成11年3月青森県作成）」の抜粋を参照すること。

※2 保全活動

湿原内の植生の変化の観察（撮影等）、ヨシ等の刈払い及び木道等の施設の修繕等が想定される。

2 委託業務名

令和3年度青森県湿原保全活動推進業務

3 履行期限

令和4年3月10日（木）

4 委託業務の内容

上記1の目的を踏まえ、次の業務を行う。

4.1 湿原での自然観察会の開催

ベンセ湿原の持つ魅力や価値を理解することにより、保全活動への意識の向上等を図るため、以下のとおり自然観察会を開催することとし、参加者の傷害保険に係る経費を本事業に含めること。

なお、各観察会の当日は、責任者を1名、補助者を1名以上の計2名以上を配置す

ること。

資料を印刷して用意する場合は、カラーで印刷し、必要部数を用意すること（両面印刷とすることや、文字の大きさ等に応じて2アップ印刷とすることは差し支えない）。

4. 1. 1 小学生向け自然観察会（3回）

つがる市立瑞穂小学校（以下「学校」という。）の4年生（28名：4名×7グループを想定）を対象に、ベンセ湿原及び周辺の植物、水生生物及び野鳥の観察会を行うこと。

各観察会の開催時間は午前の時間帯で80分程度（移動時間を除く。）に設定するとともに、開催時期は、植物をテーマに6月下旬、水生生物をテーマに8月下旬、野鳥をテーマに9月下旬とし、各観察会の実施方法を提案すること。

各観察会に使用する物品のうち、野鳥観察用の双眼鏡を必要数準備すること。なお、学校が用意できる物品はルーペ及びデジタルカメラ（1台×7グループ分）であるが、これ以外に観察会で用意すべき物品があれば企画提案書に記載し、本業務に含めて調達すること。

4. 1. 2 つがる市定期観光バスツアーガイド向け自然観察会（1回）

つがる市が開催している定期観光バスツアーのボランティアガイド（10名程度）を対象に、ガイド研修を兼ねて、ベンセ湿原及び周辺の植物等の観察会を開催すること。

観察会の開催時間は2時間程度に設定するとともに、開催時期は6月下旬（ただし、上記4. 1. 1と異なる日時）とし、観察会の実施方法を提案すること。

観察会で用意すべき物品があれば企画提案書に記載し、本業務に含めて調達すること。

4. 1. 3 地域住民・企業等向け自然観察会（2回）

湿原の保全等に関心がある地域住民及び企業の職員等（30名程度）を対象に、ベンセ湿原及び周辺の自然観察会を開催すること。テーマ、開催時間及び開催時期は任意とするが、期間中に2回（うち1回は休日、1回は平日）開催すること（ただし、上記4. 1. 1及び4. 1. 2と異なる日時）とし、各観察会の実施方法を提案すること。

各観察会で用意すべき物品があれば企画提案書に記載し、本業務に含めて調達すること。

4. 2 自然環境の保全方法や活用方法に関する勉強会の開催

地域主体での保全活動等を推進するため、自然環境の保全活動等に精通しているコーディネーターや他地域で湿原の保全活動を行っている関係者から、湿原などの自然環境の保全方法や活用方法を学ぶ勉強会を開催する。

勉強会の開催時間は2時間程度に設定するとともに、開催時期は7月から8月までとし、コーディネーター及び他地域で湿原の保全活動を行っている専門家等の候補を提案すること。

なお、勉強会の当日は、責任者を1名、補助者を1名以上の計2名以上を配置すること。また、資料は上記4. 1と同様に作成し、用意すること。

4. 3 保全活動プログラム検討会の開催

地域における保全活動の現状や課題等を整理し、上記4. 2のコーディネーターや保全活動に関する専門家等からの助言等を受け、地域が主体となって楽しみながら継続して実施できるよう、上記4. 2の勉強会の参加者等を対象に、以下のとおり保全活動プログラムの検討会を開催すること。なお、屋外で検討会を実施する場合は、参加者の傷害保険に係る経費を本事業に含めること。

なお、検討会の当日は、責任者を1名、補助者を1名以上の計2名以上を配置すること。また、資料は上記4. 1と同様に印刷し、必要部数を用意すること。

4. 3. 1 勉強会を踏まえた現状・課題等の整理（1回）

上記4. 2の勉強会で得た自然環境の保全方法や活用方法の知識をもとに、ベンセ湿原における保全活動に関する現状や課題等についての意見を出し、集約・整理する。開催時期は上記4. 2の勉強会と同日とする。

4. 3. 2 保全活動プログラムのアイデア検討（2回）

上記4. 3. 1で集約・整理した現状・課題等を解決するための保全活動プログラムについてアイデア出しを行い、意見交換を通じて具体案を検討する。開催時期は9月から11月までとする。

4. 3. 3 保全活動プログラム現地体験会に向けた準備（2回）

上記4. 3. 2で検討した具体案をもとに、次年度に実施する保全活動プログラムの現地体験会の内容を検討するとともに、スケジュールや実施手順等を決定する。開催時期は12月から2月の間とする。

5 業務実施にあたっての留意事項

5. 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講師、コーディネーター、参加者及びスタッフ等の体調（体温等）のチェック、マスクの着用及び手指消毒等を徹底するとともに、室内で行う勉強会及び検討会については、参加者等の間隔が十分確保でき、常時又は定期的に換気を行うことができる会場を使用すること。また、屋外で実施する自然観察会についても、参加者が密になるのを回避するなどの対策を行うこと。これらの対策等については企画提案書にその内容を記載すること。

5. 2 新型コロナウイルスの感染状況等により、当初の予定どおり業務を実施することができない場合は、発注者と受注者が協議して対応を決定するものとする。

6 委託業務の対象経費

6. 1 受注者の職員の人件費及び旅費

6. 2 講師及びコーディネーターの謝金及び旅費

6. 3 講師及びコーディネーターの食糧費（昼食代に限る。）
6. 4 備品費
6. 5 印刷製本費、消耗品費
6. 6 使用料及び賃借料
6. 7 通信運搬費
6. 8 前各号以外の経費であって、業務の実施に必要なものとして発注者が認める経費

7 成果品

業務報告書を委託業務の履行期限までに紙媒体で2部提出するとともに、電子媒体（CD-R等）を1部提出するものとする。なお、電子媒体のファイルフォーマットについては事前に県と協議すること。

8 その他

8. 1 受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡をとり、十分に調整を図ることができる体制を整備するものとする。
8. 2 本業務の実施に当たり、発注者が特に必要と認めた場合は、受注者との協議により、本仕様書の一部を追加及び変更することができるものとする。
8. 3 本仕様書に定めない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。